

土地賃貸借契約書

賃貸人 (以下「甲」という。) と賃借人 山武郡市広域水道企業団企業長 (以下「乙」という。) は、甲が所有する後記表示の土地 (以下「本件土地」という。) について、次のとおり賃貸借契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 甲は、乙に対し本件土地を賃貸し、乙はこれを賃借するものとする。

(使用目的)

第2条 乙は、本件土地を の目的のみに使用する。

(契約期間)

第3条 契約期間は、前条に定める使用目的が存続している期間とする。

(賃借料)

第4条 本件土地の賃借料は、年額 円とする。ただし、1年未満の期間については、月割計算により算出した額とする。この場合において、当該期間に1月に満たない期間があるときは、当該期間を1月とする。

2 乙は、前項の賃借料を毎年度3月末日までに甲の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

(転貸の禁止)

第5条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、第三者に本件土地を転貸することができない。

(契約の解除)

第6条 乙が、次の各号の一つに該当する事由があったときは、甲は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- (1) 甲の承諾なく本件土地の使用目的を変更したとき。
- (2) 甲の承諾なく本件土地を転貸したとき。
- (3) 甲と乙との信頼関係を著しく害する行為があったとき。
- (4) その他本契約の規定に違反したとき。

(原状回復)

第7条 乙は、契約期間の満了又はその他の事由により本契約が終了したとき及び本契約が解除されたときは、本件土地を原状に復して、甲に引き渡さなければならない。ただし、甲が本件土地を原状に復させることが適当でないとき、この限りでない。

(補則)

第8条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項が生じたとき又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、誠実に協議して解決するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

賃貸人(甲) 住 所

氏 名

賃借人(乙) 住 所

氏 名

<土地の表示>

所在

地番

地目

地積